

国保の加入と脱退には届け出を



届け出が必要なのはこんなとき		届け出に必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他の市町村から長島町に転入してきたとき	他市町村からの転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	保険証、母子手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書、印鑑
国民健康保険をやめるとき	他の市町村へ長島町から転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	保険証、職場の健康保険の保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
	国保被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
	生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書、印鑑
その他	長島町内で住所が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証、在学証明書、印鑑
	修学のため、別に住所を定めるとき	
	保険証をなくしたとき	
		身分証明書（運転免許証など）、印鑑

国民健康保険への加入や脱退、住所・氏名に変更があった場合は、異動があった日から14日以内に役場保健衛生課、または指江庁舎総合管理課で届け出をしなければなりません。

社会保険などに加入しても、国民健康保険は自動的に資格喪失にはなりませんので、国民健康保険証と勤務先の保険証、印鑑を持参し手続きしてください。

▼加入の届け出が遅れると…

保険税をさかのぼって納めることになります（遡及賦課）。保険証がないので届け出の日までに病院にかかった医療費は、全額自己負担になります。

▼脱退の届け出が遅れると…

国民健康保険の資格がなくなつたあと、国民健康保険の保険証を使って病院にかかるなど、国民健康保険で負担した分の医療費を返納しなければなりません。

※国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険被保険者証の更新については、3月末日までに、各公民館などにおいて配布する予定です。日程などの詳細については、後日、各公民館長を通して連絡します。

※平成26年度分までの国民健康保険税に未納があると更新できない場合があります。

◎問い合わせ先

役場保健衛生課国民健康保険係

☎（86） 1146「直通」

知っていますか？ ジェネリック医薬品



▼ジェネリック医薬品とは？

後発性医薬品のことで、価格の安い薬です。医療機関で処方される医薬品には、同じ効果や成分でも、高い薬の「新薬（先発医薬品）」と安い薬があります。ジェネリック医薬品は新薬より約2〜7割安価です。

どちらを使用するかは患者さん自身が選択できます。「ジェネリック医薬品」を選ぶことは、薬代を低く抑え、自己負担額の節約につながります。伸び続ける医療費の削減も期待でき、厚生労働省では「ジェネリック医薬品希望カード」と「希望シール」による使用促進対策に取り組んでいます。

▼「ジェネリック医薬品」に切り替えたいときは？

医療機関を受診する際、医師や薬剤師に相談しましょう。言いにくい場合は、「希望カード」または「希望シール」を提示しましょう。

※使用中の薬や症状によっては、先発医薬品しか発売されていない場合や、調剤する薬局によっては、取り扱っていない場合があります。